

津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業者業績悪化緩和のための運転資金助成給付金交付要綱

令和3年10月1日 改正

(目的)

第1条 津和野町は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響によって生じる町内事業者の業績悪化を緩和するため、本町で商工業事業等を行う事業の継続に意欲のある法人又は個人事業者（以下「事業者等」という。）に対し運転資金を助成することにより、本町経済の安定と地域活力の増進を目的として予算の範囲内で給付金を交付するものとし、その支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業者等の定義)

第2条 前条に規定する事業者等とは、令和3年1月1日現在で本社及び本店所在地を津和野町地内に有し、次の各号のいずれにも該当する事業者等という。ただし、個人開業医、農業法人、個人農家は除く。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者等であること
- (2) コロナウイルス感染症の流行に伴う影響によって、令和3年10月期以降令和3年12月期までの月額ごとの売上額の減少分（以下「減少額」という。）が前年又は前々年同期に比して20パーセント以上であること。ただし、減少額においては、請負契約等により減少額が将来的に確実に収受される予定のものは除く。
- (3) 納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付についての協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること
- (4) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者等であること
- (5) 社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと

2 前項第2号に規定する減少額については、前年又は前々年同月期の試算表による比較をもって減少の大きい額とし、減少率について津和野町商工会（以下「商工会」という。）の確認を受けることとする。試算表を有しない事業者等は、町商工会に帳簿等の関係資料を提出のうえ、同様の確認を受けるものとする。事業者等は、商工会の確認に際しては、商工会が求める関係書類の提出に応じなければならない。

3 商工会は、前項に規定する確認により減少率が20パーセント以上であることが明らかとなった事業所等に対して、商工会が別に定める証明書を発行するものとする。

4 事業者等は、当該給付金と町が別に定める津和野町新型コロナウイルス感

感染症緊急経済対策事業に係る雇用調整特別助成金交付要綱（令和2年津和野町告示第18号）に規定する助成金を重ねて受給することはできないものとする。

（給付金の額等）

第3条 この交付要綱で交付する給付金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、令和3年10月期以降の申請において、減少率が20パーセント以上30パーセント未満であったときは、別表の給付額に1/2を乗じた額を給付する取り扱いとする。給付金に1,000円に満たない端数が生じた場合は、その端数分は切捨てるものとする。

2 1件の申請者が受けることのできる給付金の上限額は、30万円とする。

3 1件当たりの給付金の額が1万円に満たない場合は、当該給付の対象としない。

4 同一の事業者等が当該給付金を受取ることのできる回数は、3回を限度とする。なお、この回数には、事業者が令和3年4月期以降令和3年9月期までの間に受けた給付金の回数は含まないものとする。

（給付金の申請）

第4条 給付金を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策運転資金助成給付金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 納税証明書（事業者等の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。）

（2） 第2条第3項に規定する商工会が発行する減少率証明書

（3） その他町長が必要と認める書類

（給付金の交付決定）

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策運転資金助成給付金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、審査に当たっては、必要に応じて商工会に意見を求めることができるものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の交付決定を受けた申請者は、津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策運転資金助成給付金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(事業者等の義務)

第7条 第5条により交付決定を受けた事業者等は、第4条第1項に規定する交付申請書に記した経営改善対策等取組内容(以下「経営改善対策」という。)に則り、給付金交付の目的が確実に達成されるよう努めなければならない。

(状況報告及び調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、前条に規定する経営改善対策の遂行状況についての報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、事業者等が次の各号に該当する場合には、第5条に規定する給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業者等が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 事業者等が、給付金を本要綱の目的以外に使用したとき
- (3) 事業者等が、事業の実施に当たって、不正、怠慢、その他著しく不適切な行為を行った場合

(給付金の返還)

第10条 町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した給付金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 事業者等が死亡したとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日後に令和3年4月期以降令和3年9月期までの期間における業績悪化に対してなされた申請に係る取り扱いについては、なお従前の例による。